

# 令和7年度における九州地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月19日  
公正取引委員会事務総局  
九州事務所

## 第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

### 1 取適法違反被疑事件の処理状況（第2表参照）

取適法違反被疑事件として処理した件数は525件（製造委託等<sup>(注1)</sup>342件、役務委託等<sup>(注2)</sup>183件）であり、いずれも取適法第10条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が2件（製造委託等2件）、指導が523件（製造委託等340件、役務委託等183件）である。

勧告事件の概要は第1表、指導を行った主な事件の概要は別紙1、措置件数の県ごとの内訳は別紙2のとおりである。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

第1表 令和7年度における勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条（注）
自動車の整備業 （R7. 4. 24 勧告）	（株）スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 下請事業者8名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額853万6123円である。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
自動車の整備業 （R7. 11. 27 勧告）	福岡ダイハツ販売（株）は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の

	償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 下請事業者 24 名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額 1739 万 5598 円である。	禁止)
--	--	-----

(注) 実際に適用した法律等を記載している。

第 2 表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分		処理件数				
		措置			不問	計
		勧告	指導	小計		
年 度						
令和 7 年度	全国	39	8,261	8,300	30	8,330
	九州	2	523	525	0	525
製造委託等	全国	37	5,337	5,374	22	5,396
	九州	2	340	342	0	342
役務委託等	全国	2	2,924	2,926	8	2,934
	九州	0	183	183	0	183
令和 6 年度	全国	21	8,230	8,251	55	8,306
	九州	1	499	500	6	506
製造委託等	全国	17	5,420	5,437	31	5,468
	九州	1	331	332	2	334
役務委託等	全国	4	2,810	2,814	24	2,838
	九州	0	168	168	4	172
令和 5 年度	全国	13	8,268	8,281	47	8,328
	九州	0	514	514	0	514
製造委託等	全国	12	5,329	5,341	21	5,362
	九州	0	328	328	0	328
役務委託等	全国	1	2,939	2,940	26	2,966
	九州	0	186	186	0	186

(1) 取適法違反行為の類型別件数の状況（第 3 表参照）

- ア 指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で 946 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 607 件、役務委託等に係るものが 339 件となっている。
- イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定違反（取適法第 4 条、第 7 条又は第 12 条違反）は 471 件（類型別件数の合計の 49.8%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 308 件、役務委託等に係るものが 163 件となっている。
- ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（取適法第 5 条違反）は 475 件（類型別件数の合計の 50.2%）である。その内訳は、①製造委託等代金<sup>(注)</sup>の支払遅延が 226 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 47.6%）、②製造委託等代金の減額が 126 件（同 26.5%）、③不当な給付内容の変更及び不当なやり直しが 45 件（同 9.5%）等とな

っている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は299件であり、その内訳は、①支払遅延が139件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.5%）、②製造委託等代金の減額が76件（同25.4%）、③不当な給付内容の変更及び不当なやり直しが27件（同9.0%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は176件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が87件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の49.4%）、②製造委託等代金の減額が50件（同28.4%）、③不当な給付内容の変更及び不当なやり直しが18件（同10.2%）等となっている。

（注）製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

第3表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反				実体規定違反													合計
	明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和7年度	全国	6,242	644	1	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115
	九州	419	52	0	471	2	226	126	2	37	2	5	4	26	45	0	475	946
製造委託等	全国	4,209	399	1	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
	九州	278	30	0	308	2	139	76	1	22	1	4	4	23	27	0	299	607
役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
	九州	141	22	0	163	0	87	50	1	15	1	1	0	3	18	0	176	339
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	九州	362	50	0	412	3	246	86	2	65	4	3	18	31	6	0	464	876
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	九州	243	35	0	278	1	159	60	2	36	2	3	17	27	5	0	312	590
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	九州	119	15	0	134	2	87	26	0	29	2	0	1	4	1	0	152	286
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	九州	401	45	0	446	1	234	77	2	76	5	2	18	17	3	0	435	881
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	九州	264	24	0	288	1	134	47	2	48	2	2	16	14	3	0	269	557
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	九州	137	21	0	158	0	100	30	0	28	3	0	2	3	0	0	166	324

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

## (2) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者17名<sup>(注1)</sup>から、中小受託事業者203名<sup>(注1)</sup>に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額7219万円

(注2) 相当の原状回復が行われた。

(注1) 委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は後記力の令和7年度の「九州」分を除き、1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、委託事業者5名から、中小受託事業者58名に対し、4452万円の利益提供分の金銭が返還された（第4表参照）。

第4表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	60名	1,388名	12億8026万円
	九州	5名	58名	4452万円
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	九州	5名	49名	5938万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	九州	2名	10名	894万円

イ 製造委託等代金の減額事件においては、委託事業者3名から、中小受託事業者77名に対し、1927万円の減額分が返還された（第5表参照）。

第5表 製造委託等代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	37名	1,459名	2億4293万円
	九州	3名	77名	1927万円
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	九州	2名	45名	167万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	九州	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

ウ 製造委託等代金の支払遅延事件においては、委託事業者6名から、中小受託事業者64名に対し、439万円の遅延利息が支払われた（第6表参照）。

第6表 製造委託等代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	53名	2,042名	1億4605万円
	九州	6名	64名	439万円
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	九州	3名	18名	49万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	九州	2名	40名	111万円

エ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者1名に対し、352万円の費用負担分の金銭が支払われた（第7表参照）。

第7表 不当なやり直し等事件における費用負担分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	5名	57名	1110万円
	九州	1名	1名	352万円
令和6年度	全国	5名	40名	1438万円
	九州	—	—	—
令和5年度	全国	2名	2名	3136万円
	九州	—	—	—

オ 返品事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者1名に対し、48万円の返品分の代金相当額が返還された（第8表参照）。

第8表 返品事件における代金相当額の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	10名	88名	6415万円
	九州	1名	1名	48万円
令和6年度	全国	6名	119名	6048万円
	九州	1名	4名	28万円
令和5年度	全国	10名	330名	6968万円
	九州	1名	173名	5705万円

カ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者2名に対し、4808円の不利益分の金銭が支払われた（第9表参照）。

第9表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	2名	5名	22万円
	九州	1名	2名	4,808円
令和6年度	全国	2名	10名	3万円
	九州	—	—	—
令和5年度	全国	2名	2名	1万円
	九州	—	—	—

## 2 定期調査の実施状況（第10表参照）

公正取引委員会では、中小受託取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実

についての情報提供が期待しにくいことから、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者4,406名（製造委託等2,514名、役務委託等1,892名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者21,297名（製造委託等13,650名、役務委託等7,647名）を対象に実施した。

第10表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	委託事業者調査(名)		中小受託事業者調査(名)	
		全 国	九 州	全 国	九 州
令和7年度		65,000	4,406	300,000	21,297
	製造委託等	39,851	2,514	188,831	13,650
	役務委託等	25,149	1,892	111,169	7,647
令和6年度		90,000	6,100	330,000	22,548
	製造委託等	53,144	3,733	214,316	13,910
	役務委託等	36,856	2,367	115,684	8,638
令和5年度		80,000	5,406	330,000	16,170
	製造委託等	46,900	3,290	199,138	9,727
	役務委託等	33,100	2,116	130,862	6,443

### 3 取適法違反被疑事件の新規着手件数（第11表参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は522件（製造委託等339件、役務委託等183件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが512件（製造委託等329件、役務委託等183件）、中小受託事業者等からの申告によるものが10件（製造委託等10件）である。

第 1 1 表 取適法違反被疑事件の新規着手状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数			
		定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計
令和7年度	全国	8,156	161	9	8,326
	九州	512	10	0	522
製造委託等	全国	5,264	125	9	5,398
	九州	329	10	0	339
役務委託等	全国	2,892	36	0	2,928
	九州	183	0	0	183
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272
	九州	486	5	0	491
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455
	九州	322	3	0	325
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817
	九州	164	2	0	166
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232
	九州	532	8	0	540
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306
	九州	341	4	0	345
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926
	九州	191	4	0	195

## 第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

### 1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。

令和7年度においては、九州事務所では1,513件の相談に対応した。

### 2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における九州事務所管内の取引適正化協力委員（定員）は21名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

### 3 コンプライアンス確立への積極的支援

九州事務所では、取適法の周知のため、九州事務所管内7県での事業者向け主催説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。また、福岡県及び佐賀県でのよろず支援拠点等における個別相談会も実施した。

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、取適法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。令和7年度においては、九州事務所管内7県で講習を実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

## 令和7年度における主な指導事件

**1 書面の交付義務（下請法第3条）**

- 自動車の板金塗装等の修理を下請事業者に委託しているA社は、車体整備事業者である下請事業者が損害保険会社との交渉を経て見積りを作成するまで修理内容が確定しないことを理由に、発注書面を交付していなかった。

**2 受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）**

- 製造用金枠の製造を下請事業者に委託しているB社は、取引先の都合を理由として、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

**3 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）**

- ① 森林の伐採を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者からの役務の提供を受けてから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 食料品の製造を下請事業者に委託しているD社は、「毎月末日納品締切、締切後95日後支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

**4 下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）**

- ① 船舶用機械の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、単価引下げの合意日前に旧単価で発注した分について、新単価を適用することにより、旧単価と新単価の差額分を下請代金の額から減じていた。
- ② 家具の製造を下請事業者に委託しているF社は、「協力会費」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

**5 返品禁止（下請法第4条第1項第4号）**

- 雑貨の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者の給付の内容について受入検査を行っていないにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後、その給付に係る物を返品していた。

**6 買ったたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）**

- ① 自動車の板金塗装等の修理を下請事業者に委託しているH社は、修理代金の支払に保険が適用される取引において、自らは車体整備事業者である下請事業者と保険会社との協議に関与せず、保険会社の査定により、レバークレームが引き下げられていたにもかかわらず、査定結果についても特段把握せずに自社の利益分として一定率を差し引いた額を代金の額と定めていた。

- ② 食料品の製造を下請事業者に委託している I 社は、原材料費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

#### 7 不当な利益提供要請の禁止（下請法第 4 条第 2 項第 3 号）

- ① 電気製品の部品の製造を下請事業者に委託している J 社は、自社が所有する金型を下請業者に貸与していたところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請業者に当該金型を無償で保管させていた。
- ② 運送業務を下請事業者に委託している K 社は、下請事業者に対し、発地から自社倉庫を経由して着地まで運送させていたにもかかわらず、発地から着地まで直行して運送した場合の対価のみを支払い、自社倉庫を経由する分の運送業務を無償で行わせていた。

（注）実際に適用した法律を記載している。

## 措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州地区 合計
令和7年度	255	37	37	66	51	35	44	525
令和6年度	253	38	41	63	33	29	43	500
令和5年度	259	36	39	57	41	40	42	514

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。